

(趣旨)

第 1 条 この規則は、嘉麻市男女共同参画推進条例(平成 22 年嘉麻市条例第 9 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本計画等の公表方法)

第 2 条 条例第 10 条第 3 項に規定する男女共同参画社会基本計画の公表及び条例第 12 条に規定する男女共同参画の推進状況及び男女共同参画施策の実施状況についての報告書の公表は、市の広報紙又はホームページにその概要を掲載する方法により行うものとする。

2 条例第 10 条の 2 第 2 項において準用する条例第 10 条第 3 項の規定による配偶者暴力防止基本計画の公表については、前項の規定を準用する。

(一部改正〔平成 29 年規則 16 号・30 年 56 号〕)

(委任)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(一部改正〔平成 30 年規則 56 号〕)

附 則

この規則は、平成 22 年 12 月 28 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 31 日規則第 13 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 10 月 1 日規則第 20 号抄)

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 26 年 10 月 6 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日規則第 10 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 6 月 27 日規則第 16 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 26 日規則第 56 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行前施行規則によってなされた苦情等の申出は、この規則によるものとみなす。